

悪法 特定秘密保護法案が成立

—この法は無効な法律であり、ただちに最高裁に提訴しよう—

益永八尋

衆議院に続き、12月6日深夜の参議員本会議でも自民・公明の強行採決で特定秘密保護法案が成立した。衆議院・参議院の十分な審議が行われたとは言えない中でも、この法の違法性が明らかになっている。このような違法性のある法の施行は行わせないことが求められる。一部には悪法も法だという考えがあるが、悪法は法ではない、「悪法」の施行はさせてはならない。国会の審議で憲法違反であると指摘を受けても、憲法違反と思っていない自公と一部野党の与党へのすり寄りにより成立させた安倍内閣や、国会への期待はできない。国民自らの手で、特定秘密保護法は憲法違反の法律であることを広く国民全体に知らせることにより、次期国会で、特定秘密保護法を廃止する法案の提出を行うようにすることが求められる。

幸いに、日本国の憲法には第98条の条項があり、その条項では違法な法律の効力はないとしている。このための適法手段は同法が憲法違反であるかどうかを裁判所に判断させることである。憲法第81条、82条、第98条では下記の通りになっている。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

②裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

岩波基本六法 昭和51年版より転記

特定秘密保護法を憲法違反で裁判所に提訴する。いったん成立した法律には、様々な解釈がともなうものが常であり、違法であると裁判所で判定されても、形を変えて施行される。したがって、このことがないようにするためには、特定秘密保護法を廃止する法案の国会提出が必要である。

特定秘密保護法を廃止する法案の国会提出前にやるべきことは、国民の多数がこの法は廃止するしかないと思う状況を作り出す必要がある。そのための方法としては、特定秘密保護法は憲法違反であることを国民多数に知ってもらうために、同法を憲法違反として提訴することである。この提訴により、国会審議で明らかになっていない点を明らかにすることができる、またこの提訴により同法のデタラメさと憲法違反の事実を白日のもとにさらすことができる。

最高裁での裁判では、国会と違い数の力による審議打ち切り、強行採決は行われないと思われる（これについては法の専門家ではないので疑問がある）。